

淀川水系流域委員会 第20回猪名川部会

議事録 (確定版)

日 時：平成 15 年 10 月 9 日 (木) 16:00 ~ 19:40

場 所：天満研修センター 305 ホール

庶務(三菱総合研究所 柴崎)

お待たせいたしました。まだ委員が定足数に達していませんので、資料の確認や報告事項を先にさせて頂いて、あと1人を待って審議に入らせて頂きたいと思えます。

それでは、審議に入る前に、確認とお願いをさせて頂きます。遅れましたが、司会進行は庶務を担当する三菱総合研究所の方で務めさせて頂きます。私、関西研究センターの柴崎と申します。よろしくお願いいたします。

配付資料の確認をさせて頂きます。クリーム色の紙で「発言にあたってのお願い」、「議事次第」、資料-1「委員会および各部会の状況(提言とりまとめ以降)」、資料2-1-1「整備内容シート(猪名川関連部分)に関する意見(作業部会案)」は、整備内容シートの猪名川部会に関連する部分についての猪名川部会のとりまとめ案を、作業部会を開きまして作業部会のメンバーで検討した結果を本日部会に出しているものです。

資料2-1-2「『淀川水系河川整備計画基礎原案に係る具体的な整備内容シート』に関する委員意見」、9月30日締め切りで、全委員に対し行った具体的な整備内容シートに対する意見募集に寄せられたご意見のうち、猪名川部会関連分と流域全体に関連するシートに寄せられたご意見を集めたものです。資料2-1-3「整備内容シートへの意見検討にあたっての参考資料」、整備内容シートに寄せられた委員の意見のうち、各事業、各シートに共通する全般的と思われる意見を事業別に庶務が抽出したものです。意見検討の参考にして頂くためにつくっております。

資料2-2「猪名川部会とりまとめ(案)031009」、前々回の9月5日の委員会に提出された猪名川部会とりまとめ案を踏まえて修正されたものです。本日は、こちらをもとにとりまとめについての議論を行って頂きます。資料2-3、030930版と左上に書いているものですが、こちらは「淀川水系河川整備計画基礎原案についての意見書(素案)-河川整備の方針について-」ということで、枠内の説明に少し間違っているところがあります。「第25回委員会(9/5)」となっておりますが、9月30日の誤りです。申し訳ありません。第25回の委員会、9月30日の委員会に提出された意見書の素案です。意見書につきましては4部構成にすることが9月30日の委員会で決まっておりますが、にあたるものが資料2-3です。資料2-4は、その資料2-3の意見書素案に対して委員から寄せられている意見です。10月13日締め切りで意見募集を行っておりますので、昨日の5時現在までに寄せられた意見を集めたものです。

資料3「9月~10月の委員会、部会、運営会議の日程について」、参考資料1「委員および一般からのご意見」、参考資料2「淀川水系河川整備計画基礎原案に対する委員からの意見」は昨日の5時現在までに頂いている、基礎原案に対する委員からのご意見です。参考資料3-1は河川管理者からの提供資料で、意見交換会と住民対話集会についての資料になっております。参考資料3-2、こちら河川管理者からの提供資料で、「猪名川の『アレチウリ』(外来植物)拡大防止のとりくみ状況」です。参考資料3-2はカラー資料になっておりますが、一般傍聴の方には白黒の配付となっておりますので、カラーをご覧になりたい方は、受付で閲覧用を出しておりますので、そちらをご覧下さい。

なお、一般傍聴の方には、共通資料として「淀川水系河川整備計画基礎原案」をお配りしております。

委員席及び河川管理者席には、猪名川河川事務所提供の意見交換会、対話集会の案内の黄色いチラシを配付しております。一般の方で希望される方は、受付に置いておりますので、そちらでおとり下さい。

また、委員席及び河川管理者席の方々には机上資料を置いております。1人1冊置いてあるものとし、基礎原案を、本文と比較表の2冊置いております。基礎原案に係る具体的な整備内容シート、9月18日に各委員のお手元に郵送した資料です。一般の方々で希望される方は、白黒コピーまたはCD-ROMを1人1冊に限って後日お届けしますので受付にお申し出下さい。

1テーブル1冊置いてあるものとして、淀川水系河川整備計画基礎原案に係る具体的な整備内容シートに対して寄せられた委員からの意見、全シートに対する委員からの意見を集めたものを机上資料として置いておりますので、参考にご覧下さい。

また、9月5日の委員会に提出された各部会のとりまとめ案、委員会及び各部会に文書で提出された説明資料第2稿に対する意見をとじた資料、提言冊子、住民参加に関する別冊の提言、河川管理者から出された説明資料に係る資料をとじたファイル、過去の猪名川部会で行われた現状説明資料、これらを1テーブルに1冊、参考として置いております。

次に、前回委員会以降、一般の方々から流域委員会に寄せられたご意見についてご報告いたします。参考資料1「委員および一般からのご意見」をご覧ください。9月30日の委員会以降、一般の方から2件の意見が寄せられております。「余野川ダムの検討の前に検討すべき明らかな課題について」と題する意見書、「淀川水系河川整備計画基礎原案に対する意見」と題する意見書の2つです。審議の参考にご覧下さい。

発言にあたってのお願いです。本日は、一般傍聴の方々にもご発言の時間を設けさせて頂く予定です。その際には、クリーム色の「発言にあたってのお願い」をご一読下さい。委員の方々の審議中は一般傍聴の方々の発言はご遠慮頂きたいと存じますので、ご協力のほどよろしくお願いたします。委員の方々、河川管理者の方々におかれましても、会議終了後議事録を作成いたしますので、ご発言の際には必ずマイクを通して、お名前を頂いた上でご発言下さいますようお願いいたします。

携帯電話をお持ちの場合は、審議の妨げとなりますので、電源をお切り頂きますようご協力をお願いいたします。本日は19時、午後7時に終了させて頂きたいと存じます。ご協力のほどよろしくお願いたします。

まだ委員の方がいらしていませんので、資料-1、前回の委員会及び他部会の状況の報告をさせて頂きたいと思っております。

庶務（三菱総合研究所 新田）

[省略：資料-1及び資料-3説明]

米山部会長

定足数に達していないわけですから、議論の前提になる説明ということになると思われます。もうあと1人来ればよいのですが、まだ開会を宣言するわけにいかない状況です。内容としてはもうご説明を頂いておいた方がよいので、よろしくお願いたします。

田中哲夫委員

定足数に達した時に、遅れてきた委員に今まで議論してきたところを見せて、承認をお願いすればよいと思っております。そうしないと進まないと思っております。

具体的な整備内容シートですけれども、資料2-1-2にあるように、皆さま、或いは他

の部会の方からの猪名川に関する箇条書きの意見を文章にいたしました。不整合があると思いますけれども、今日は、それについて皆さまの意見をお伺いしたいと思います。具体的な整備内容シート自身に関しては、意見書につくわけではありません。10月15日に行われる委員会の作業部会で、猪名川部会としてどこを強く主張する、或いは入れて欲しいということ、私も作業部会のメンバーですので、反映させていきたいと思います。今日は、その強調したいところ、或いは直すべきところを明確にして頂きたいと思います。

その後で行います猪名川部会とりまとめ案、資料2-2は、意見書の後ろに各部会の意見としてつくものです。部会のとりまとめを委員が顔を合わせて検討するのは今日が最後です。後半猪名川部会のとりまとめ案の方に時間を割くことにして、最初に整備内容シートの方を、1つ1つ具体的に解決していかなければいけないと思います。一応まとめて文章にしたのですが、あまり中身の無い部分もあります。私がまとめた資料2-1-1と、猪名川に関連する部分に対する委員の意見全てが入っている資料2-1-2を並列して開けて下さい。

また、整備内容シートの計画-1のところ、猪名川、或いは淀川流域全体に関わる河川レンジャーについてまとめることが抜けておりました。この部分は河川レンジャーに関して深い見識を持っておられる本多委員に、まとめて頂きたいと思います。今回、本多委員の意見を削除しましたけれども、猪名川部会意見とりまとめの後ろの部分で出すしかないのですね。本多委員も作業部会にオブザーバーとして入って頂いても結構なのですから、そこで説明できるようにまとめて頂きたいのです。河川レンジャーに関して本多委員がまとめるにあたって言うておきたいことがあれば、意見を出して頂きたいと思います。或いは、本多委員が今このようにまとめるという骨子がありましたら、その件を披露して頂けますか。

庶務(三菱総合研究所 新田)

田中リーダー、まだ審議に入っていないので、内容の説明だけ先にやって頂くと、定足数の関係で大変ありがたいのですが。

田中哲夫委員

もうそれは仕方ないのではないですか。

米山部会長

重要なポイントだけにして下さい。

田中哲夫委員

重要なポイントですね。資料2-1-1で、河川レンジャーを抜かしていたということで。それから、環境-14、環境-15ですけれども、皆さまの意見を集約しますと、河川環境の再生の目標像をまずはっきりしなければいけないというご意見を汲み上げたということです。河川レンジャーの性格がまだはっきりしないのですけれども、河川レンジャー、地域の住民、或いは関係団体といった人たちが目標像をつくるのが大切ではないかということです。目標の達成のためのモニタリングがあるので、河川環境を再生するだけでなく、目標として挙げた環境が再生された時に、どのように利用するのかということが大切であるというのが皆さまの意見を集約して、感じたところです。

環境 - 23、25 を不可としたのは、期間の問題です。調査検討、委員会実施というタイムスケジュールが具体的な整備内容シートに書かれていますけれども、スケジュールとして平成25年くらいまでであったと思います。今後30年の具体的な整備内容を検討するという、その整備内容の回答としては遅過ぎるのではないかとということで、不可にしています。

環境 - 26、全ての既設ダムにも魚道を検討して実施するということです。縦断方向の連続性を確保するというので、魚道をつくることを検討するとなっているわけです。しかし、流域全体を見てダムが一体どこにあるのか、魚道をつくって本当に効果があるのかということを経験してからやって下さいということ。よい例として、青野ダムというのが猪名川水系にあります。青野ダムではかなりのお金を使って魚道が整備をされています。青野ダムの魚道が本当に機能しているのかということ調査・検討して、他の既設ダム、或いは新規ダムの魚道について考えて頂きたいということ。

環境 - 33、水量を把握するために必要な諸調査を実施とあります。これは利水の配分でしたか。

環境 - 40 は、選択取水をして流す時に水温だけでなく、他の水質、D0 に関して考慮して流して欲しいということ。人間が利用する水だけではなく、河川に生息している様々な生物のことも考慮した選択取水を行って欲しいということ。特に、今アユの冷水病というのがはやっていて、水温の低いところへアユを流しますと、アユが死んでしまうというものです。アユだけを生きかせるということではないのですけれども、人間の利水だけでなく、河川に生息している生物のことも考えた選択取水を行って欲しいということ。

環境 - 41 は曝気のところ。猪名川水系では一庫ダムなのですからけれども、曝気の効果はどれくらいあるのかということ。赤潮を逆に発生させるという意見もありましたけれども、曝気の効果は明らかにして下さいということ。曝気は根本的な解決策ではなく、アオコの発生に関しては流入河川の栄養塩の負荷を規制、コントロールすることが根本的な治療方法と思われる。富栄養化の進んだ水をダムに貯めておいて、対症的に曝気で解決するというには限界があるということを述べたいと思っております。

環境 - 42 はダムの「底質調査の継続実施と改善対策等の検討」です。資料2-1-1にはダムの底泥の話だけが書かれているのですけれども、これは少し川那部委員の意見に引っ張られました。直轄河川の大規模なダムだけではなく、支川に無数のファブリダム、或いは砂防堰堤ができていますが、規模は小さいとはいえ、水を停滞させて底に嫌気的な状況をつくっているというその効果を、流域全体として明らかにしなければいけないのではないかと。ダムだけの問題ではないということ、ここでは強調したいと思っております。

環境 - 55 は「検討で可」とあります。「生息・生育環境の保全と再生の検討」で、環境 - 55 高田地区、環境 - 56 東園田地区、環境 - 57 北河原地区とあります。これは環境保全というか、生息場所の保全、或いは再生ですけれども、地元住民の参画と協働のもとで目標像をつくって、自然を再生するだけではなく、再生された自然の有効な利用ということも盛り込むべきであるということ。環境 - 56、57 も同じです。これは松本委員からのご意見なのですけれども、現在残されている神田地区も候補に挙げて欲しいということ。これは整備内容シートの5章の中に入れて欲しいと思っておりますので、そのように意見を言います。

米山部会長

神田地区については環境 - 14 でも書いていますね。

田中哲夫委員

環境 - 14 でも書いていますか。

環境 - 58 は「支川や水路を含めた構造の改善等に向けて、関係機関と連携」とあります。直轄河川から県管轄や農林水産省管轄、県の農地整備課の水路との横方向のネットワークを回復させるためには国土交通省、近畿地方整備局だけではできないことがたくさんあるわけですが、他省庁、関係機関と連携して、早く着手して欲しいということです。また、そこがやりやすいという場合もあるでしょうけれども、常に流域全体を考えて、優先順位が高く、かつ実施できる条件であるという場所の優先順位をつけて欲しいということです。

環境 - 62、ダム法面の裸地は景観的に醜い場所であるので、緑化しようということです。しかし本当にうまくいくのか疑問だと思います。水位変動の大きいところで根づくような植物があるのかということです。外来種を持ち込むことはやめて頂きたいということです。また景観のみならず、人間がダム湖畔のレジャーとしてアメニティを享受するために法面があるわけではなく、ダムをつくった場合、その中に水生生物や水辺の生物が棲むわけですから、人工のダム湖の自然再生という観点も入れるべきであるという考えです。

環境 - 14 から環境 - 62 まで説明いたしましたが、抜けているところがありましたら、作業部会の15日までには時間がありますので、今すぐでも結構ですし、庶務を通してでも結構ですので、出して下さい。これでは駄目だということは、すぐにわかりましたら今意見を頂きたいのです。例えば環境 - 23、25 で「不可」と出していますが、このような意見を出してよいのかご意見があればお聞きしたいと思います。これは整備内容シートのタイムスケジュールを見なければいけないのですけれども。

庶務（三菱総合研究所 新田）

服部委員がお見えになりましたので、これで定足数に達しております。

米山部会長

それでは、変則的で申し訳ありませんけれども、定足数に達しましたので、正式に第20回猪名川部会の開会を宣言したいと思います。よろしくお願いいたします。

今日の主要なテーマは2つでして、1つは今議論が始まっております資料2-1-1にあたる整備内容シートの個別の問題をチェックしておくということです。これは猪名川部会の意見というよりも、最終的には委員会のとりまとめの第 章に含まれるものを議論していることとなります。

それから、もう1つが猪名川部会としてのとりまとめで、第 章にそのままこの形で出るというものです。猪名川部会としての責任において公表するというもので、議論するのは今日しかありません。

今、服部委員が見えるまでのところでは、整備内容シートに関する資料2-1-1について田中リーダーからご説明をして頂いておりました。資料2-1-1は作業部会が熱心に作業して頂きまして、様々な議論が出たのですが、ある程度まで集約した形で田中リーダーにおまとめ頂いたものです。これをまず議論して頂いて、なるべく早く片づけて第 章の

方の問題に移りたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、どうぞ続けて下さい。

田中哲夫委員

環境 - 23、25 の「縦断方向の河川形状の修復の検討」ですが、このスケジュールが平成 25 年までになっていたと思います。これだけタイムスケジュールを遅らせてあることには何か理由があるのでしょうか。河川管理者の方は、これしかできないということなのでしょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所副所長 細川）

整備内容シートの環境 - 23 で、スケジュール的には平成 25 年まで線を引いております。環境 - 23 の 1/4 の位置図を見て頂ければわかると思いますが、下流から上津島、大井井堰等々、全部で 6 つの堰があります。この堰を一遍に行うことはできませんので、6 つの堰を検討、そして実施するのにだいたい 25 年までかかるのではないかと思います。1 つだけでしたら、このようにかからないと思っています。

田中哲夫委員

実施の線がないのは、何故でしょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所副所長 細川）

基礎原案の最初にも書いていますが、実施に移る前には、まず検討して、内容について結果を説明させて頂いて、ご了解を得てから実施するということになっております。今は検討をしようという段階ですから、実施の線は入っておりません。

田中哲夫委員

実際には、平成 25 年以内に、ある部分については検討して実施の段階になったらスタートさせるという考えではあるわけですね。

細川委員

別に「不可」とまで言わなくてもよいと思います。

速やかに進めて下さいという感じですかね。

米山部会長

「不可」よりも、別の言葉に変えないといけないですね。

田中哲夫委員

どう表現しましょうか。もうそれは任せて下さい。

米山部会長

文言に関しては、田中リーダーと私に一任して頂きたいと思います。「不可」という表現はやめるといふことにしたいと思います。できるだけ速やかに促進せよという方がよいと思います。

田中哲夫委員

すぐにとというのは、なかなか難しいですね。何かコメントがありましたら、この場でなくても結構ですので、15日の作業部会が始まるまでに情報を入れて下さい。

環境 - 14、15 ですけども、要するに河川環境を、ワンド等、或いは横方向の連続性を修復するわけです。どのようにそこの環境を再生させるのかという最初の目標像から、地元の人と、流域全体がわかっている河川レンジャー、関係機関で検討して下さいという話があります。また、目標像に関して、環境の再生が進んでいるかどうかのモニタリングをして、最終的に目標に近づいたとして、再生された自然を環境教育や自然体験等に利用するということがあります。川でないとできない体験、或いは学習をする場所として活用するということまで考えて施行して欲しいという趣旨が皆さまのご意見から汲み取れましたので、そういう表現にしました。それで漏れはないでしょうか。

1つ抜かしていることがありました。今見ますと、資料2-1-2の環境-14に、服部委員が「ニセアカシア林対策が必要(外来種対策)エノキ等在来種を残してニセアカシアを伐採する」というご意見を出していらっしゃいます。こういう具体的な意見も情報としてあって、その地域の人や、或いは猪名川流域全体を見て、ここはどうしようかという時に、こうしたらどうかと偉い学者が言うのではなく、関わりの深い人が主になって目標像を設定することが大事だと思います。

抜かしているところもありますが、その辺は個別のことになりますので、どのような目標像を設定するのかということに含まれると解釈して、資料2-1-1の文言からは落としましたが、服部委員、よろしいでしょうか。

服部委員

はい。

田中哲夫委員

そうでしたら、環境-14、15は、目標像を参画と協働のもとに明らかにして、完成品を利用するソフトまで考えなさいという方向ですね。環境-23、25は「不可」という表現は改めまして、「できるところから早急に実施に移して頂きたい」という表現にしたいと思います。環境にとっては早ければ早いほどよいわけで、目標像ができて合意が得られれば、早急に実施に移るように急いで頂きたいという表現に書きかえたいと思います。

畚野委員

今の環境-25について、私が出しております意見を見て頂きたいのですけれども、支流の水質対策ということで、例えば空港川で魚を通りやすくすることがどこかにありました。これは松本委員もおっしゃっていたように思いますが、支流の水質ということ、どこへ入れたらよいかわからないので、意見として私は取り敢えずここに入れておいたのですけれども、どこかで考えて頂きたいと思います。

田中哲夫委員

どこでしたか。

畚野委員

整備内容シートの環境 - 25 の 4/24 ページに対する私の意見です。資料 2 - 1 - 2 の環境 - 25、上から 6 つ目にあります。

田中哲夫委員

恐らく、環境 - 25 では、物理的な移動経路のみを持ってきたのです。水質に関しては、後の方に出てくる琵琶湖・淀川水系というところに入れる方がクリアになると思います。連続性を回復して残ったところが魚の棲める場所か、きちんとした水質があって生息場所があるのかということはどこかに入れます。

畚野委員

よろしくをお願いします。

田中哲夫委員

環境 - 25 は物理的な構造についてだけです、別のところに入れたいと思います。

畚野委員

はい、分けて考えて頂いたら結構です。

田中哲夫委員

環境 - 26 です。ここはかなり厳しいことを言っております。提言でも河川の縦方向の連続性を確保すべきということで、整備局の方は既設ダムについても魚道をつくりますということ宣言していらっしゃるわけです。これはまだ検討なのですから、検討の仕方として、既にできている青野ダムの魚道について、評価をきちんとしてから、流域の中のどの部分にダムがあって、そのために水生生物にとってどのような障害になっているのかを明らかにして、そこに魚道をつくることの効果を踏まえてから新たな場所に実施する、或いはしないということを検討して欲しいと思います。特に、青野ダムに魚道をつくっているというよい例があるわけですから、その評価をしてから、他の場所で取り組んで頂きたいというのが私の意見です。たしか青野ダムは 20 何億円かかっているのですよね。私ならば潮どめ堰堤の改造にお金を使います。魚道は、つくったらよいというものではないと思います。そこにつくって意味があるかどうか、その費用対効果を検討してから実施して下さいということで、これでよろしいですね。

米山部会長

はい。

田中哲夫委員

環境 - 33 に行きます。「確保可能な水量を把握するために必要な諸調査を実施」。

環境 - 33 では流量の話で猪名川の水質測定が出ています。ここは精査して下さいとしか言いようがないと思います。ただ、水量は水生生物の生息環境を第一義的に規定するものですから、そういう観点に立って、環境を再生するというのは水量を増やすことだと頭に入れて水配分の精査をして頂きたいという意見です。よろしいですか。

環境 - 40 の選択取水です。どのような選択取水をしたらより効果的か検討しますという話ですけれども、水温以外の水質にも考慮して、また人間が利用するだけではなく、河川に生息している生物の環境としての水質ということも意識して選択取水の運用を検討して下さいということです。

環境 - 41 ですけれども、ダム曝気に関して、曝気の効果や、効果的な曝気の方法を検討して頂くのは結構ですけれども、曝気だけでは根本的な解決ではなく、限界があるということ、流入負荷量の削減が必要であるということです。環境 - 41 はよろしいですか。

環境 - 42 ですけれども「底質調査の継続実施と改善対策等の検討」で、ダムの話のみが具体的な整備内容シートでは出ていますが、流域全体を見た時にはダムだけではないと思われれます。ファブリダムも、砂防堰堤の巨大なものも建設されているので、そちらの方でも、ある流域に限って停滞させるということが底質に、また底質は水質に効いてきますから、水質にどのようにはね返ってくるのかということ、押さえる必要があるということです。全流域を調査・検討するのは不可能だと思いますけれども、どこかにモデルケースをつくって、ダムだけではなく、河川水を停滞させることによるマイナスの効果、プラスの効果もあるかも知れませんが、それを視野に入れて頂きたいということです。ダムは確かに目立ちますけれども、それ以外にも様々に横断工作物があって河川水を滞留させているわけです。その効果について評価をしなければならないのではないかとということです。かなり大きな仕事ですが、ダムだけではないという注文をつけておきたいということです。

環境 - 55 「生息・生育環境の保全と再生の検討」です。環境 - 56、57 も同じような項目で、高田地区、東園田地区、北河原地区という場所があります。最初に出ました環境 - 14、15 と同じく、地域の人、或いは流域全体を見通せる人と一緒に、どのような目標で再生させるのかということを考えて、完成品を利用するソフトも同時に検討するというところにリーダーシップを発揮して頂きたいという書き方です。外来種対策のことも多少触れてありますけれども、再生の目標が固まれば、外来種対策ということも付随して出てくる問題だと思います。

環境 - 58 です。これは直轄河川だけでなく、そこに農林水産省、或いは県管轄の水路や支川が流入しているわけですから、そことの連携を深めて本川との縦方向、或いは横方向の連続性を確保するという事です。水域ネットワークの再生を目指した河川構造改善を提案しておられて、高く評価されます。しかし、場所の選定については、流域全体のどのポイントが一番ネックになっているのかを考慮する必要があります。先ほど、河川管理者は井堰が6つあるので全部を一度にはできないとおっしゃいましたが、それと同じで、流域全体を頭に入れて、どこが一番効果的なのかということを検討して、まず取り組むべきところの優先順位を決めて頂きたいということです。

環境 - 58 の参考例で「うぐいすのもりで取水しているが途中から暗渠になっている。川西の文化会館周辺が非常に良好な状態で残っている」と書いてあります。これは、意味がわからなかったので、ここで検討するためにそのまま持ってきました。これはどなたが書かれたのでしょうか。

細川委員
松本委員です。

田中哲夫委員

支川というか、水路と本川との連続性を切っているところで、うまくつながっているということなのでしょう。聞いて検討します。もしご存じでしたら教えて欲しいと思います。極めて具体的な個々のケースですので、削るかも知れません。

細川委員

松本委員は水田と水路と川の連続したネットワークが重要だということを常々おっしゃっていたのですけれども、暗渠にできてしまっているところも、逆に再生させるような方向で考えられないかということで意見されていたと思います。状況は、どちらかという悪くなっている状態なので、何とかしたいというご意見だったと思います。

それと、環境 - 58 というのは、先ほど畚野委員が空港川や余野川の連続性の問題で、支川の水質の問題ということをおっしゃっていましたが、そのことに関しても、この部分が近いのではないかと私は理解しています。

米山部会長

環境 - 58 に入れたらどうですか。

田中哲夫委員

わかりました。水質に関して連続性を確保したところに魚が上った、或いは降下したとして、そこがまともな水質であるかということ、連続性を確保する時に同時に考えるべきということは、環境 - 58 にも水質の方にも入れるようにします。畚野委員、それでよろしいですね。

畚野委員

結構です。よろしくお願いします。

田中哲夫委員

環境 - 62 「ダム湖法面の裸地対策を検討」。これは問題が多いと思いますけれども、どうでしょう。水位変動の激しいところに、景観が向上するような植物が育つのかということです。植物が根付くのなら、もう侵入していますよね。ないよりはよいから検討して下さいというところでしょうか。その時には景観だけではなくて、ダム湖の中に新たにできる人工的な生態系というか、そこに棲む生物のことも考慮して頂きたいという書き方でよろしいですか。

それでは、治水ですけれども、治水 - 3、4 です。「みんなで守る」「地域で守る」の部分ですけれども、ここのところは、池淵委員が「みんなで守る」とは、どう守るのかということのベースに都市型水害のシミュレーションが必要ということを書いています。都市型水害とは、どのような状況でどのように起こるのかということ、それをシミュレーションして、それに対して、どう守るのかということを検討すべきということです。私も、これはあまり消化できていなくて、箇条書きを連ねただけという感じになっています。

米山部会長

治水 - 3 でやはり河川レンジャーの話が登場してきますから、この辺り、先ほどの計画

-1の部分と関わりますね。

田中哲夫委員

河川レンジャーというのは、基礎原案にも記述されているのですが、その内容がわからないのです。基礎原案に書き込まれている河川レンジャーは、川の自然に詳しい人のインタープリターというか、案内者というような感じなのです。その性格は強く基礎原案には書いてあるわけですが、私自身はそんなものでは駄目だろうという気がします。かなりの権限を持った人、自然だけではなくて、流域全体の治水も利水も見通せるオールマイティーな人を、持ってこなければいけないと思います。そのためには、お金も権限もある程度つけなくては無理ではないかと思うのです。基礎原案に書き込んであるような河川レンジャーだけでは機能しないという気がいたします。

例えば、防災に関して、非難する際に、河川レンジャーとの連携のもとでということの不消化のまま書き込んでありますけれども、基礎原案に記述されているような河川レンジャーでは、これは無理だろうという気がします。河川レンジャーというのは、いろいろな役割を持つ人が集まってということなのですけれども、最初で抜かしたところになります。本多委員、まとめをお願いします。

本多委員

今、田中委員の方から河川レンジャーの資金面や、権限というお話がでました。

権限や地位という話がありましたけれども、まだそれは検討段階であって、権限のようなものを与えた方がよいのか、そうではない方がよいのかということも、検討しなければならないと思います。必ずしも地位や権限を与えた方がよいとは限らないかも知れませんが、また与えた方がよいかも知れません。それは今後の検討で決まることと私は思っていますので、取り敢えずは検討をしていくことが大切だと思っています。

治水から、最初の方の基本計画のところに戻る形になりますけれども、資料2-1-2の後ろの別紙に、河川レンジャーのことについてまとめたものがあります。この中で、どのようなことが河川レンジャーの役割なのかということも見て、発言させて頂きたいと思います。できるだけ簡単に述べるようにいたします。

河川レンジャーとはどのようなものかということについては、河川レンジャーになって頂いた方々に決めて頂くこともあるかも知れませんが、最初の枠組みは事前に河川管理者の方が決めておくものと思います。何をすることもわからないまま会社へ就職して、あなた方で何をしたいか決めてくれというような無責任なものではないと思います。まず、枠組みを整理することが、河川管理者がいろいろな意見を聴きながら行うことと思いますので、その先にやるべきことがあるのではないかと考えております。

2つ目には、既に宇治川では検討懇話会というものが始まっておりますので、検討の結果を注目したいと思いますが、これは今回の河川整備計画における1つの大きな目玉ではないかとは思っております。各河川でも懇話会を開催して頂く必要があるのではと考えております。委員の選定の際に、人材育成等の専門家、学識経験者も入れられると、さらに検討が進むのではないかと思います。例えば服部委員の大学の環境科学研究所にはヒラタ先生という、まちづくりのリーダーを養成するようなことを研究されている、そういう専門の学識経験者もいらっしゃるわけです。そういう専門家も入れて検討することも必要になってくるのではないかと考えています。

河川レンジャーの役割ですが、基礎原案を見ますと、住民と行政をつなぐ役割もあるかと思えます。環境教育、文化教育、自然保護活動といった役割もあると思えます。不法投棄の監視や河川利用者への安全指導、河川管理行為への支援等も必要かも知れません。また治水における、「自分で守る、みんなで守る、地域で守る」という観点からの普及啓発等もあります。そういうことは住民も参加して頂かないとできないですから、そういう参加を促す役割もあると思えます。

水質という問題に関しても、普及啓発という仕事もありますが、住民みずから、蛇口の下には川があるという認識で、家庭の中で実践して頂くことが大事です。これは家の中で河川管理に参加して頂くということかも知れません。湯水の問題でもライフスタイルを変えて頂き、節水意識も普及啓発するだけではなしにみずからも実践して頂けるようにすることも、住民参加を促すことかも知れません。河川に対する住民の意識を普及啓発する、そして住民参加を促進するということがレンジャーが常にやる中で、住民意見の聴取ということも言っており、12月7日に住民対話集會も開催されますけれども、そういう限られた日に聴取するのではなく、常に住民とともに活動する中でいろいろな意見やアイデア、生きた声が出てくるのではないかと、そういうことが聴取反映にも影響を与えるのではないかと考えています。

4つ目にまとめて書いてありますが、河川レンジャーは何をするのかということは、河川整備計画基礎原案の中に出てきた項目ですので、河川整備計画の位置付けをしっかりとした上で、その中のこの部分を啓発して頂いたり、住民参加を促して頂いたりするという内容をきちんと位置付けておくことが大切であると思えます。

5つ目には、行政と河川レンジャーの役割、それぞれの責務というのがあると思えますので、そういうことを明確にして、どのように連携しながら、情報交換しながらやっていくのか等の仕組みも要ると思えます。

6つ目ですが、河川レンジャーとは、川と人をつなぎ、または行政と人をつなぐことかも知れませんが、河川整備計画に市民の人たちの理解を求めるということかも知れませんが、そういうことも河川レンジャーの役割であると思えます。そうすると、河川レンジャーというのは、ボランティアがよいのか、先ほど権限という話もありましたけれども、どのような形がよいのかと考えております。登録して頂くのがよいのか、雇用するのがよいのかと、そういうこともそんな中から議論ができてくるのではないかと考えています。

8つ目に書いておりますのは、河川レンジャーの人材像とはどのようなものが明確になれば、河川レンジャーになって欲しいという人を発掘していく必要があると思えます。そういう人たちにも、河川整備計画の中のこの部分をお願いするというのであれば、初期の研修や教育ということも施して、河川整備計画を理解して頂いて、その中の活動のこの部分をやるということも理解して頂きながら活動して頂く必要があります。

9番目、河川レンジャーに適した人が見つければよいのですが、見つからない時はどのように育てるのかということがあると思えます。そのためには、河川レンジャー像に合うようなカリキュラム、どのようなことを教えて、どのようなことを学んで頂いて、どのようなものを身につけた人を育てるのか、それは1回の講習会で済むのか、フォローアップが要るのか、学校でいう6・3・3制のような教育システムも要るかも知れないと思えます。

それから、個人の活動なのか、それとも公の河川レンジャーとしての活動なのかということも明確に線引きしておかないと、何か事故が起こった時、河川レンジャーの活動ですから全て行政に責任があるということではないと思えます。正式に河川レンジャーとして

行った活動はもう個人の活動である等のことも明確にしておかないといけないと思います。

あとは、行政として何ができるのかということです。拠点を提供できるのか、資金を提供できるのかということです。例えば河川整備計画とはこういうものですよという情報をきちんと提供できるのか、行政とのパートナーシップのあり方ということや、河川レンジャーの活動の評価について考えることも必要だと思います。

これらを整理して、どのような任命をするのか、任期はどうなるのか、罷免ができるのかということも含めて、河川レンジャーの位置付け、目的等を文章化した規約のようなものづくり、河川レンジャーの仕組み全体をつくって、河川整備計画の中に位置付けて頂くことが必要になると思ひまして、別紙のところにも私の意見をまとめさせて頂いています。

長くなりましたけれども、そういうものがいろいろなところに入っていけばよいと思います。以上です。

田中哲夫委員

河川レンジャーの役割を、治水 - 3、「地域をみんなで守る」というところに仕組みとして、役割としてかみ合わせるような書き方に改めたいと思います。よろしいですか。

治水 - 4 は、整備内容シートの中で、関連した自治体と連携して土地の利用の規制、誘導まで踏み込んでおり高く評価すると書いています。権限を越えたところまで連携を広めて、そこでリーダーシップをとるところから行って下さいということで、「実施の段階の早期実現を期待する」としています。是非進めて頂きたいことでもあります。

治水 - 9 から治水 14 - 10 までは全て堤防補強です。堤防補強の話をしなればいけないということは皆さま納得して頂いていることです。細川委員から頂いたご意見に、堤防の強度を損なわないならば、地域の要望を取り入れた堤防づくりを行って欲しいとありました。治水 - 9 のところにありますが、これは全部に共通することだと思います。

治水 - 14 - 7 の堤防補強で、「猪名川大橋左岸の切り下げを視野に入れる。治水 14 - 6 との東久代地区の堤防補強とあわせて検討してほしい。ただし、切り下げ時は、在来植物群落が神田地区に豊富に残っており、これらの保全に最新の注意を払うべきである。」とあります。治水 - 14 - 6 と一緒にしましょうか。

庶務（三菱総合研究所 新田）

作業部会の議論では、神田地区には左岸側に高水敷があるので、その切り下げも含めて検討されてはどうかというご議論だったような記憶があります。

田中哲夫委員

「切り下げを視野に入れる」の前に、「高水敷」が入るのですね。

自分で言っておいて忘れていました。わかりました。

神田地区の左岸に高水敷を利用した運動公園か公園があります。高水敷をどうするかということは住民の意見を聴きながら調整しなければならないと思いますけれども、堤防補強だけでなく、高水敷の切り下げをして断面を確保することも同時に考えたらどうかということです。ごく一般的な話です。

治水 - 22、「川西池田地区の築堤を実施」、無堤区間を築堤するということです。これは問題ないわけですが、横断面が単調になっているので、横断方向の植生環境の回復を検討して欲しいとしました。現場でそれは不可能だということならば不可能と言って頂

いたら結構だと思いますけれども、無堤地区だからこそ、植生が残っているようなのです。そこを残すことを検討して欲しいということです。

治水 - 37 です。閘門の耐震強度試験をして、補強をするということで、ずっと検討になっていたものです。それで早くして下さいということで検討は不可としました。スケジュールでは18年度まで検討ということですが、耐震の強度の検査は急ぐべきだと思いますけれども、検討を18年までして、その後実施の線もついてないというのは、先ほどと同じように河川管理者がどのようなお考えでこういうスケジュールをされたのかわかりません。東南海地震はもう間近に迫っているという、警告が発せられておりますので急いで欲しいという意見です。

治水 - 38、「津波のソフト対策」ですが、津波で高潮がやってきたら、大阪は200万人近くの人々が被災するので、その対策は急いでやって欲しいということで、実施で可です。

利水 - 1「利水者の水需要の精査確認」で、農業利水、その他の利水の実態調査をして、用途転用を含めて検討、それから精査確認して実施するということです。これは、ダムが必要であるかどうかということにも直結しますので、早くして下さいと言う他ないですね。実質を精査して頂きたいというのがここに付け加わるということで、よろしいでしょうか。

畚野委員

確認ですが、資料2-1-1では、利水-1のところは、特になしという表現になっていますが、今おっしゃったニュアンスをつけ加えるという意味ですか。

田中哲夫委員

利水-1は、早急に実質の水利用の状態を精査確認して、用途間転用を含めて再構成した利水を早く実現してくれというような書き方ですね。

畚野委員

今のようなコメントを入れて頂けたら結構だと思います。

田中哲夫委員

わかりました。

次は利用-6です。現在河川高水敷を運動公園として利用しているところを順次、川でなければできない利用の仕方に変えていこうというのは基本的な方向だと基礎原案にも書いてあるわけです。特に猪名川では服部委員がおっしゃるように、運動公園の利用率が高いですね。そこで、猪名川部会では特に強く、河川環境でなければできない利用形態に早急に調整して頂きたいという要望を出すということです。

利用-7、違法行為の対策、特になしです。

利用-8、ホームレス対策、なし。

利用-9、迷惑行為の対策、なし。

利用-10、航路維持有効利用方策検討、これは検討を実施するというような書き方をしたかったと思います。

畚野委員

今おっしゃっているところは、淀川本川の水運と私は解釈していたのですが、猪名川で

も舟運の復活等あるのか、理解しかねます。

米山部会長

それは、本川中流域ですね。

河川管理者(近畿地方整備局 河川調査官 村井)

基礎原案も整備内容シートも同じなのですが、河口から枚方及び大塚船着き場までということで、基本的に淀川本川を考えています。

田中哲夫委員

猪名川は無関係ですね。わかりました、これは削除します。

あとは、維持 - 1、維持 - 19、20、「堤防・護岸等の修繕・空洞化対策」です。堤防の強度が劣化してないかどうかですね。これはすぐ調査実施して下さい。河川環境の保全のための指導、巡視ですが、これも先ほど本多委員に説明して頂きました河川レンジャーの仕事の1つになるのかも知れません。特に意見はなしです。

細川委員

維持 - 19 に関して、バリアフリー化や住民のニーズに合わせて河川敷内に入りやすいようにする等の維持管理が書かれていましたが、河川敷に関しては確かにそういうニーズもありますし、人が入りやすくするように整備してもよい場所もあるでしょう。けれども一方で今問題になっているような高水敷の公園利用やグラウンド利用といった現在の利用の仕方を追認するような形は避けて欲しいと、私はどこかで意見を出していたと思います。

田中哲夫委員

細川委員のご意見を探して、できるようならばつけ加えます。

維持 - 20、「テロに対する危機管理の対策」、特に意見はありません。

あとは、ダムですね。ダムに関しては余野川ダム、ダム - 22、23、24 を置いておきまして、その前のダム - 1、2、3、4、5 をやりたいと思います。

全体のことでありますが、ダム - 1 は、生息、生育実態を定期的に調査するという事です。これまでも、河川水辺の国勢調査(ダム湖編)という調査が実施されているわけです。ただ、調査した結果を解析して、調査結果をフィードバックする時に、うまく機能してないという気がします。調査はしているわけですが、何のための調査かということをはっきりと調査を組んで、調査項目も決めないと、単に結果の羅列に終わってしまうと思います。河川水辺の国勢調査(ダム湖編)というデータは既にあるわけですからそれを用いて、調査で得られたところの意味のある解釈を行って、それに基づいて調査経過というのを組んで頂きたいと思います。

難しいと思いますが、環境調査といった時に、とにかく植物層と動物層とを調べればよいというのではなく、目標像が必要だと思います。目標像があって、そのためにどのような調査をして、そして目標にどれくらい近づいているのかということ、調査の結果に基づいて評価しなければいけないわけで、その辺の検討をして頂きたいと思います。これは全体に関わる事です。

ある生物がそこに棲んでいるという時、どのような物理的な構造で、どのような化学的

な水質のところかという、生き物をすまわせている器も調査項目の中に入れて、その器と生物との関連を解析していかないと、生物のいる、いないだけでは、問題解決にアプローチできないという気がします。これは、私の関連するところですので、もう少し詳しく書きたいと思います。データの羅列ではなくて、意味のある調査をと、もう少しかみ砕いてつけ加えたいと思います。それでよろしいでしょうか。

ダム - 2「ダム水源地の活性化に向けた湖面活用や周辺環境整備」です。これはダムが実施、或いは中止になった時も、その地域の活性化に向けた施策を検討して実施するということだったでしょうか。

本多委員

いえ、この場合は、一庫ダムでの利用について書かれていたと思いますので、慎重に検討して頂きたいということと、こういう役割の中には河川レンジャーの役割もあるのではないかと、検討したと記憶しています。

ついでですから言わせて頂きますと、猪名川にはやはり猪名川の特徴がありますし、猪名川に関わる人脈も他の河川とは違いますので、河川レンジャーについては猪名川でも検討を進めて頂きたいということをお願いしておきたいと思います。

田中哲夫委員

了解しました。

服部委員

今、本多委員が言われたように、猪名川の特徴があります。先ほどのニセアカシアの問題もありますけれども、淀川水系全体の話をする場合は全体の話があるのでしょうかけれども、猪名川の話をする場合には、個別的な問題が重要ではないかと考えています。

ダム - 2 のところで書いたと思いますけれども、猪名川の特徴は、世界的な財産を持っているということです。池田炭、一庫炭という、世界に冠たる財産を持っているのです。そういう財産がある地域で、ダム水源地域の活性化という取り組みをしているわけです。猪名川の特徴というのはそういうところで全面的に出せるのではないかと思います。ですから、一庫ダムでは「慎重に検討されたい」ではなく、もっと強く出すべきであると、私は書いたと思います。

最初の段階で、猪名川にはどのような特徴があるかということをお話したと思いますが、都市河川であるとか里川である、サケの問題があることと同時に里山の問題があって、これはもう世界的であると思われま。そういうようなことを活性化させる事業をこれから行おうとしているわけですから、積極的にやって頂きたいのです。「慎重」ではなく、「積極的に」という表現を入れて頂いた方がよいのではないかと思います。それこそ、まさにこの地域に根づいた河川のあり方だと思えます。

田中哲夫委員

文章に書いて下さい。よろしくお願ひします。

服部委員

文章に書いてあると思います。

米山部会長

ダム - 2 のコメントとして、資料 2-1-2 の 19 / 24 ページ、整備内容シートに対する委員意見の中にかなりきちんと書かれています。

田中哲夫委員

わかりました。

但し、これまでの議論を踏まえ、もう 1 回検討して、文章を書いて下さい。よろしくお願いいたします。

ダム - 3、「河川利用者に対する安全を図るためのハード面とソフト面の充実・強化」、実はこの辺は読めていないのです。

ダム - 4「ダム付属施設の計画的な補修を実施」、これは特になしですね。

ダム - 3「ハード面とソフト面の充実・強化」というのは、放水時等に、河川の中に入っている人に対する信号というかサインについてですね。遊魚者やハイカーが主な対象ですね。実施で可。特になしでよろしいですね。

ダム - 4、「ダム付属施設の計画的な補修を実施」、これも特に問題なしですね。

ダム - 5、「流木の有効活用の検討・実施」です。ここでは流木が流れていったら邪魔で危険なので、ダムでトラップした流木をチップにして有効活用するという事になっているのですけれども、厳密な意味では河川生態系に与える落葉や落種の役割の評価をするのと同様に、流木が河川生態系に与えている影響を、精査検討する必要があるということです。

例えば北海道のように傾斜の緩やかな川ですと、流木が障害物となって淵をつくり、そこに魚が棲むわけです。本州の川でそういう悠長なことは言っていられないと思いますけれども、流木は構造物、障害物として意味がありますし、有機物の上流から下流への供給としても恐らく意味があるだろうということです。完全に無視して、邪魔者だという取り扱いでは臨んで欲しくないということです。

ただ、現実には取り除かなくては仕方がないと思いますけれども、流木は河川生態系においては邪魔者ではないということ为背景として認識しておいて頂きたいということです。

ダム - 22、「余野川ダム(猪名川総合開発事業)」それからダム - 23、「環境等の諸調査」です。環境等の諸調査においては、先ほどから言っているように調査とは何のために、どのようにするのかということです。「環境等の諸調査」に関しては、生息・生育の実体を定期的に調査するという事と、何のためにどのような方法で調査して、何を明らかにするのか、調査計画をきちんと立てるべきということを書き込みます。これについては任せて下さい。

ダム - 22「余野川ダム(猪名川総合開発事業)」ですが、ダムに関しては、意見書第 4 章の猪名川部会の意見書に入ります。今日の後半に検討する部分に余野川ダムが入っていますので、具体的な整備内容シートでなくて、そちらの方で議論を頂きたい、意見を頂きたいと思います。

6時5分前ですが、ここで10分休憩いたしたいと思います。具体的な整備内容シートに関して猪名川部会として強く押し出すところというのは、15日に作業部会がありますので、それまでに私と松本委員に届くようにして下さい。今日かいつまでお話しした部分に関しては、もう1回再考いたします。猪名川だけにとらわれずに、流域全体に関わることで

も重要なことは、作業部会の私か松本委員に知らせて頂きたいと思います。作業部会で反映させるようにいたします。そうしましたら、ここで10分休憩しましょう。

庶務(三菱総合研究所 柴崎)

それでは、6時10分まで休憩ということで、6時10分になりましたら再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

[休憩:17:58~18:10]

庶務(三菱総合研究所 柴崎)

では、再開したいと思います。休憩中に、委員のみの配付となっておりますが、ご参考としてとりまとめ案の、前回の9月5日の委員会に出したもののから、今回のとりまとめ案の修正履歴の入ったものを置いておりますので、そちらもご参考にして議論を頂ければと思います。それでは、田中リーダーよろしくお願いいたします。

田中哲夫委員

猪名川部会とりまとめ案を説明したいと思います。10分間でということです。一般傍聴者の方には、先ほどの具体的な整備内容シートに関する意見交換はわかりにくかったと思いますけれども、こちらは具体的な整備内容シートに至る背景というか理念を猪名川部会としてまとめたものです。

猪名川部会のとりまとめ案ですけれども、巻頭言が長過ぎるという気がしており、今見直しております。

最初に猪名川をどのような川にしていくのかというビジョンを書いてあります。米山部会長が常々おっしゃっている里川を目指して整備、保全、再生していくということが書かれています。基礎原案の治水は、狭窄部の浸水被害解消と狭窄部から下流の破堤回避を大きな目標に置いており、壊滅的な被害をもたらす破堤を回避するとしています。堤防強化策については、流域委員会の提言がよく反映されており、評価できるとしています。

狭窄部上流の浸水被害解消の1つとして余野川ダム建設が有効だという回答が返ってきているわけですが、ダム建設は社会環境、自然環境に与える逆の影響が大きいということで、もう一度、原則としてダムを建設しないという提言の趣旨に立ち返って、たとえ影響が小さなものであっても、もう一度様々な個々の施策を検討して、実施にもって行って頂きたいということが次に書いてあります。

その次に自分で守る、みんなで守る、地域で守るといった、流域対応の治水、利水、環境施策の遂行には、近畿地方整備局だけでは解決できない問題が山積しておりますので、連携と協働においてリーダーシップをとっていくという姿勢を高く評価いたします。ただ、これが実現できるかどうかにかかっています。文言としては、猪名川部会や流域委員会の意見は殆ど基礎原案の中には取り入れられていると思います。その辺は、猪名川部会としても高く評価するけれども、実際にできるのかということが問題だと思っています。今後、形態は違って流域委員会は存続するわけですから、経過を見守っていきたいと思います。それが巻頭言に書いたアウトラインです。

1ページ目、主な検討項目に関する意見で、「1 狭窄部」ですけれども、これは9月5日に最初に出したものと殆ど変わっておりません。治水対策、浸水被害解消の目標とする

降雨レベルを、既往最大としてよいのかということ再検討し、確率降雨をもとにした降雨レベルということも同時並行で検討して、猪名川の治水レベルを決めて頂きたいということです。既往最大という目標をとる限り、天井なしの目標になってしまうので、もう一度検討すべきではないかということです。

2 ページに移って頂きまして、「浸水軽減策」の上にある5行程、ダムだけでなく、移転、耐洪水建築、或いは被害補償、土地利用の制限等というところ、これも基礎原案には記述されています。それが実行できるかどうか問題であるということです。きめ細かなハード・ソフト対策を充実する等の施策を具体化して頂きたいというのは、そういう意味です。

その次、「浸水軽減策」に関しても同様です。きめ細かなハード・ソフト対策他、関係機関との連携においてリーダーシップをとって頂きたいということです。

2 つ目の点ですが、基礎原案において水害に強い地域づくり協議会の設置、地域で守る施策の検討等、流域対応の治水に大きく踏み出していることは高く評価します。猪名川の治水対策についても狭窄部上流の宅地と、その他の開発による現浸透域の不浸透化の抑制を図るシステムを関係機関と協議、その方策を講じる必要があると書いています。都市空間に旧来の農業空間が残されている猪名川の地域特性を生かして、休耕田、現農地、ため池等についても、その雨水浸透能力及び貯留能力を精査し、現況の浸透貯留能力を維持する方策を立てて欲しいということです。

また、多田地区の浸水解消のためにバイパストネルや分水路の設置等のハード対策も提案されているわけですが、社会的、或いは環境的に影響が大きいので、検討されるのは結構ですが、慎重に検討して頂きたいということです。

もう一つ、狭窄部で3ページ目の上ですね。狭窄部の銀橋は、提言の趣旨に従い、当面の間開削しないという方針は堅持して頂きたいのですが、下流部の治水能力、堤防強化が完了した時には、再検討する余地は残して頂きたい、この点も基礎原案にありますので、それを遵守して頂きたいということです。

それから、3ページ目の「2 余野川ダム」、「まとめに対して(ダム-22)」です。先ほど懸案にして、部会とりまとめ案で議論をするとしたところです。一庫ダムの利水容量に関しては、府営水道から水を導入するというを精査し用途間転用するというで基礎原案にも書かれています。流域の総合的な水需要管理の精査を早急に解決しないとダムを含んだ河川整備計画は完成しないということです。

余野川ダム建設が有効であるという書き方をし、確かにダム建設というのは治水・利水に関しては有効であることはわかりきっているわけです。同時に河川環境の悪化を招くという著しい逆効果もあるわけで、同時に流域対応の施策を幅広くきめ細かに検討して頂きたいということです。そのことによって、治水・利水安全度を高め、並行して新河川法がうたっている環境に対して取り組むと宣言しているわけですが、その精神が河川管理者の中にあるかということ、やはりダムありきという表現がされています。その辺、最後の手段だということのを頭に置いて、文言についても気を配って頂きたいと思います。その理念が浸透していないから、言葉として出てくるのではないかと思います。この辺は本多委員の書いた有効という言葉から生じている混乱を解決するために、そういう背景を頭の中に入れて表現して頂きたいという注文です。

「今後の調査検討項目に対して」は、先ほども言いましたけれども、自然環境をモニタリングする時には、何をどうモニタリングするかという目標がはっきりしていないと、

調査はできないということをおっしゃいます。

「検討の方法について」、「新河川法の基本方針、および流域委員会の『提言』の趣旨を尊重し、余野川ダム見直し検討の過程をはじめ、猪名川の整備内容全体に渡って、住民の意見の聴取を進め計画策定に反映して頂きたい。住民意見を『極力尊重する』手順を明記しておくことが必要である。」どのように住民意見を取り入れていくのかという手順ですね。プロセスを明記して頂きたい。「基礎原案においては、『関係機関と連携した水源地の活性化対策の検討』を盛り込んだことは評価できる」。

4ページにいきます。「3 猪名川全体に関する事業について」、環境についてですけれども、「・横断方向の河川形状の修復」、それから「・縦断方向の河川形状の修復」ですけれども、横断方向の河川形状の修復については、多自然型工法の反省を踏まえて、川が川をつくるという原則というか、理念を反映させて取り組んで頂きたいということです。洪水時の掃流力によって、川が川をつくれるような場所が残っていたら、その地点を重点的に、横断方向の河川形状の修復のポイントとして取り上げて頂きたいということです。それから、横断方向の河川形状の修復で、堤外地における横断方向の連続性のみでなく、農林水産省等の関係省庁とも連携して、河川、水路、田んぼ、ため池と連続した、横方向の水域ネットワークを再生して頂きたいと思います。これも基礎原案に記述されています。ただ、実効性のあるものにして欲しいということで、あえて書いてあります。早く実現して頂きたいということです。縦方向の河川形状の修復についても同じです。

次に、4ページの下「・水質」ですけれども、水質については、先ほどの選択取水や曝気という、既に水質が悪化したダムの中の対症療法的な処置だけではなく、流入してくる水に含まれる総負荷量を減らすという根本的な治療が必要であり、それを監視、コントロールするために、猪名川流域全体の水質改善を河川整備計画に折り込み、流域の水質改善を推進できるようにお願いしたいということです。基礎原案でも琵琶湖淀川流域水質管理協議会の設立を検討すると書かれていることは、高く評価しますが、実効性のあるものに早くして頂きたいということです。協議会の運用にあたっては、関係機関との調整・連携で、これまでの行政の仕組みからいえば大きな困難や障害を伴うと考えられますけれども、近畿地方整備局にリーダーの役割を積極的に果たして頂きたいと思います。

水質に関しては、環境水準をクリアしているから十分であるとの見解が見受けられるのですけれども、水がおいしい、泳ぐ気になる、とった魚を食べたくなるというレベルの環境再生を目指して河川整備計画を検討して頂きたいということです。

次に、5ページの「・外来種対策」です。猪名川においては植物も魚類も外来種が多く侵入してきているわけですけれども、その対策を講じて欲しいということです。河川法が改正されて、環境を河川整備計画の重要な三本柱の1つとられたからには、環境に対する外来種の影響は大きいので、外来種に対する具体的な対策を講じる責任が生じたと認識して、猪名川における外来種対策の検討を速やかに実施して頂きたいということです。

5ページの「治水」ですけれども、土地利用の規制、誘導に関して、基礎原案に、土地利用規制、誘導、建物の耐水化への支援という文言も盛り込まれております点は高く評価します。ただ、「狭窄部上流の強度浸水危険地帯」、これは私の造語ですけれども、つまりどうしても危ないところからは移転ということも検討して頂きたいということです。過疎地でダムをつくる時には移転を伴うわけですから、それと同じように考えられるところもあるのではないかと思います。お金の問題がからんできますので、簡単ではないかも知れませんが、突破口として、非常に危ないところを守るのではなくて、放棄する、

他に移転するということを考えて欲しいと思います。

また、現有の農地やため池、田んぼの貯留能力を維持する方策を、農地整備課と連携して進めて頂きたいということです。あとは住民の側なのですけれども、家庭における雨水マス、公共施設の貯留機能の整備等、個々の施策の効果がたとえ小さいものであっても、流域全体として考えた場合、こういったきめ細やかな施策が必要であるといえます。基礎原案にも書かれていますけれども、積極的に取り組み実現して頂きたいという意味です。

「利水」ですけれども、ダムやその他の施設をつくる時、利水者の水需要の精査確認を行い、その実体を押さえないことには、どれだけの需要があるのか本当にわかりません。また、実体を押さえずには用途間転用もできませんので、早くして頂きたいということです。

河川の水量は、水生生物の生息空間を第一義的に規定する極めて重要な要素であり、治水・利水とともに河川水量の確保は環境を河川整備の目標とした整備局の責務であるということです。川の生物のために残しなさいということです。

「利用」ですけれども、猪名川では特に河川敷が人工的なグラウンドや公園として利用されている率が高いので、グラウンド等の減少に積極的に取り組んで頂きたいということです。

猪名川部会としての9月5日のとりまとめ案からは、浸水軽減対策の、狭窄部の目標とする降雨のレベルのところは殆ど変わっていませんけれども、その他のところに関しては、具体的な整備内容シートに対する部会の皆さまの意見を統合いたしまして、後半の部分は特に殆ど原型をとどめないくらいに変わっております。

部会として検討するのは今日が最後ですが、今日以降であっても、修正点等があれば、庶務の方に届けて頂ければ、意見書の章に入るこのとりまとめに盛り込みます。

意見書の提出はいつでしたか。

庶務(三菱総合研究所 柴崎)

10月29日の委員会で確定ということになっていますので、そこに部会としては出して頂く予定になっております。

田中哲夫委員

そういうスケジュールですので、それまでに個々の点について、細かな文言でも結構なので、言い足りないところはたくさんありますので、指摘して頂いたら、適切と考えられるところは直します。

今日は、項目が抜けている、この方面に関しては全く抜けている等、大きいところを、あと30分ほどで出して頂きたいと思います。今日資料が出てきたので、すぐに答えることは難しいかも知れませんが、

米山部会長

9月5日のとりまとめ案から、大きく書き直して頂いて、かなり意見が取り込まれていますけれども、河川レンジャーが完全に抜けているのですね。これはどうしますか。前回は河川レンジャーについて、半ページくらいの長さで入っていました。先ほど本多委員もおっしゃったような形で、全体の中に取り込まれるのであれば、部会の意見としてあえて出さなくてもよいかも知れませんが、その辺を判断して頂けたらありがたいと思い

ます。

猪名川部会としても入れておくべきであるという考え方もあるわけです。既に淀川部会等で試行は始まっています。それを猪名川でもやるべきであるというような文言は入ってもよいのではないかという気がいたしますが、いかがですか。

田中哲夫委員

9月5日のとりまとめ案には河川レンジャーのことが1ページくらいにわたって書かれていたわけですが、その時はこういうことも検討しなければいけないということの箇条書きでした。本多委員はああいう検討項目をもとに、流域委員会全体として河川レンジャーをどう位置付けるのか、どのような性格を持たせるのかということを考えるための素材を提供して頂いたのだと思います。もし今回のとりまとめに書き込むとすると、もう少し構造を持った文章にしなければいけないと思います。

本多委員

今、米山部会長の方からおっしゃられたように、一般的には流域全体のことですけれども、猪名川でも早急に取り組んで下さいということになりますと、猪名川部会の意見として挙げるべきであると思います。猪名川から見た河川レンジャーはこういうものがよいという意見を、挙げる方がよいと思います。今、部会長の意見を聞いてそのように思いましたので、私の方からも検討して文章にして、田中委員にお渡ししたいと思いますが、それでいかがでしょうか。

田中哲夫委員

完成度の高いものをよろしく願います。

河川レンジャーに関しては、人によって頭に描いているものが違うのです。私が考えているのは、近畿地方整備局は、治水、利水のプロフェッショナルがそろっているわけです。この点では人材、予算がそろっています。河川法が改正されて環境を河川整備の目的に取り入れたのであるなら、国土交通省の近畿地方整備局の中か、或いは外部に、予算の裏付けを持った環境のプロフェッショナルの組織をつくるべきであるという気がします。

河川の自然インタープリターとは違う、強い権限を持った組織をつくるべきだと思います。その組織の下に、同列かも知れませんが、河川の自然やその地域に詳しいいわゆる河川レンジャーといった人が別個のものとして要るのではないかという気がしています。河川法が改正されて、環境を目的の3本柱の1つにしたということは、環境のプロフェッショナルを内部、或いは近傍に予算を配分して持つべきであるというのが、いわゆる「河川レンジャー」(名前が適切かどうか知りませんが)についての私のイメージです。

本多委員

田中委員のおっしゃるように、流域委員会の中でも河川レンジャーについてのコンセンサスもとれていません。こういうものが必要だろうというのは、皆さまご理解頂いていると思いますが、まだそれが一致していない状態です。まず検討を進めていくということしかないと。その中で、河川レンジャーの人材像というものが見えてきた時に、こういう制度がよいということが出てくると。そのためにも、検討を急ぐということが大切であるという気がしております。猪名川でも猪名川バージョンで、河川レンジャー

一の試行を行って下さいと意見することが必要だと思えます。これは抜けていますので、是非書きましょう。

田中哲夫委員

私の意見である実現不可能な内容も書きます。それに関してご意見がありましたら、とりまとめの後ろにつけようと思えます。メールの交換くらいでしか議論できないと思えますけれども、河川レンジャーに対するイメージ、それから、河川レンジャーを具体化するための具体的なやり方ですね。素材だけではなくて、こうしたらできるという構造を持った文章を下さい。そのご意見を合成したいと思えます。河川レンジャーについては、今たき案がありませんので、つくるということで進めたいと思えます。

畚野委員

田中委員がおっしゃったように、単なるインタープリターでは不十分だということは強く感じます。他の県の例ですけれども、ナチュラルウォッチャー等、言葉は違いますが、似たような制度ができています。しかし、実質的には何も施政に反映しないというようなこともありがちですので、インタープリターだけではなくて、実効性のある形が欲しいと私も感じておりますので、よろしくお願ひします。

田中哲夫委員

畚野委員も案を書いて頂きたいと思えます。

河川レンジャーについては、ここにたき案がありませんので、考えられていることがありましたら、まとまった形で出して下さい。それを15日の運営会議の作業部会で反映させる、或いはそこですくい落とししたことを、猪名川に関連するところは猪名川のとりまとめにつけるという作業をしたいと思えますので、ご協力お願ひします。

あとは、9月5日のとりまとめ案から改定された部分を見比べながら、議論したいと思えます。今回のとりまとめ案は巻頭文が長過ぎるという気がしています。資料2-2の1ページですけれども、とりまとめ案の巻頭言の、真ん中辺とその下のところは、後ろに具体的なことが書き込んであるのです。米山部会長の「猪名川モデル」、猪名川をどうするのかというところの3行を生かして、下のところはもう少し圧縮した方がよいのかも知れないと思えます。

それでは、後ろと重複している部分を圧縮して、簡潔に、3分の1ページか、半ページくらいの分量にする作業は、任せて頂けますでしょうか。よろしいですか。

その次の「主な検討項目に関する意見」の「1.狭窄部」の部分はどうぞ。

細川委員

ちょうど治水部会の議事録が届いていたので少し読んだのですが、狭窄部に関しては、さらに検討を続けるしかないだろうというようなことしか治水部会でも言えなかったようです。議論をしてもきりがありませんし、何が妥当かという判断は難しいということでした。河川管理者の方は、狭窄部に関しては既往最大規模を目標とするということを言われています。その目標とするということが非常にわかりにくいというか、目標とするというのは必ずしも浸水被害をなくすと約束したものではないということで、流域の人がどう受け止めるかという問題に戻るのではないかと思えます。

正直に実現可能な施策をして欲しいと言うのか、実現がかなり先になるとしても、それに向かって努力を続けて欲しいと言うのかは、実際の狭窄部で浸水被害に遭われている方たちの感情的な思いがあると思います。猪名川部会の場合には既往最大規模は無理だろうということは言えると思いますけれども、どうしなさいと言うことは無理ではないかと思えます。こうしたらどうですかという提案にとどめるしかないと思っています。

田中哲夫委員

前回の委員会で、一般傍聴の方から、長野の脱ダム宣言の時には目標降雨レベルということを実際に論議したというお話がありました。淀川水系流域委員会ではこの議論をしなかったらという事でした。流域委員会に、根本的に検討しなければいけない問題ではないかという意見が出たわけです。今本委員は、その場その場の事情に応じて原則を決めていくしかないというお答えをしておられましたけれども、それが現実だという気はします。

そうしましたら、「目標とする降雨の規模について」も確率降雨と既往最大を両方勘案しながら検討すべきという表現にとどめざるを得ないということによろしいですか。浸水被害解消の目標レベルは例えば確率降雨の100分の1にすべき等、明確に言うことはできないということですね。私自身は一生に3回くらい浸水被害に遭わないと、(住民側に)洪水対策ソフトはできないと思いますが、それを宣言することは不可能である気がします。

2ページの「浸水軽減策」については、ダム以外の小規模なハード、或いはソフト対策ですね。多田地区での都市型、或いは内水型水害への対策とその効果を検討して頂きたい、また遊水地、或いは耐水害建築という、小規模なハード面からの具体策を関係自治体と連携して積極的に働きかけリーダーシップをとって頂きたいと思えます。細かなことまで実現して頂きたいということですね。

「浸水軽減策」の2段落目のところは、現況の休耕田や現農地、ため池等の貯留能力、浸透能力を維持する方策、それから新たに開発というのはもうないかも知れませんが、開発する時には不浸透化域の抑制を図るシステムを関係機関と協議し、これは河川管理者だけではできないことですから、連携して、連携についてはリーダーシップをとって頂きたいですね。

3段落目、多田地区の強度浸水地域に関しては移転ということも考えて欲しいということによろしいですか。

細川委員から出てきた意見ですが、バイパストンネル分水路の設置というのは、銀橋の狭窄部を迂回するトンネルをつくるということですね。これについては社会的、或いは自然に与える影響が大きいので、慎重に精査して地域住民の意見を十分に汲み取って対応して頂きたいという書き方ですね。

3ページの上ですけれども、狭窄部銀橋は当面は掘削しないということをもう1回ここで言うておくとしたいと思えます。しかし、下流部の強化ができたならもう1回検討しようと思いました。今日出てきたご意見でも、経費も安くて済みそうなのに何故銀橋の掘削をしないのかという文章がありました。畚野委員もそこに住んでおられる当事者として、そのような意見を前に述べておられたと思えますけれども、猪名川部会のとりまとめとして、銀橋狭窄部の掘削に関する見解はこのような表現でよろしいですか。

畚野委員

難しい問題だと思えます。これは先程の目標降雨の規模ということと密接に絡んでいるということが1つあります。また、本当に狭窄部を開削しないということからダム建設が必要だという方へ持っていく論理構成が地元の方々や一般の人々を納得させられるのかという問題もからみます。

ただ、猪名川に船を通したいということで、昔から狭窄部を開きたいということでしたけれども、技術が発達しなかったのが残っているというような歴史的事実もあります。全体を考えると、いつまでたっても狭窄部を開削ということは永遠の課題というか、残るという認識は必要だと思えます。

田中哲夫委員

他に、「狭窄部」について、これでは駄目だ、ダムと同等の熱意をもって狭窄部を開削した場合のシミュレーションもしろという書き方もあると思えますが、よろしいでしょうか。今本委員は他の狭窄部である亀岡や上野盆地と不整合になるので、開削も同列に検討するよう言うことは避けて欲しいという意向です。ただ猪名川は淀川や琵琶湖と少し違いますので、猪名川部会としては毛色の違った表現をとることも可能です。将来再検討する余地は残して頂きたいというところは他とは違う書き方になっています。

よろしいでしょうか。そうしましたら、次に3ページの「2 余野川ダム」「まとめに対して(ダム-22)」です。ダムが有効であるという、その書き方、ニュアンスですね。ダム建設が治水、利水に効果があるというのは、万人が認めることですけれども、同時に環境に与える影響が非常に大きいということです。容量の用途変換ということもあり、水需要管理の精査がないと、ダムが本当に必要なのか出てこないということで、水需要の管理を精査した上でもう一度ダムをまな板に上げて下さいということです。

本多委員

余野川ダムの記述なのですけれども、前の委員会で「有効」という問題については踏み込んだ発言が村井調査官からもありましたし、私はあえてここで言う必要はないのではないかと思います。流域委員会側が言ってきたことを行政はそれなりに汲み取って下さったのではないかと思いますダムの代替案の検討ということも入ってきましたし、総合的に判断するとも言っています。今「有効」と言っているのは、有効だから有効だというくらいの話であって、客観的に有効かどうかということは総合的に判断するとおっしゃっていたわけですね。今までの議論は踏まえていると私は認識していますので、あえてこれはもう要らないのではないかと思います。これは1つの意見です。違えばよいです。

もう一つ、「検討の方法について」のところですが、河川整備計画基礎原案の29ページに、ダムの水源地の活性化に向けた取り組みを関係機関と連携して検討するという項目も入ってきましたよね。そうすると、これも評価すべき点ではないかと考えています。ですから、厳しく言わなければいけないところは言わなければいけません、評価すべきところは評価するという形で出すべきではないかと思います。私の意見としては、3ページの余野川ダムの「まとめに対して」のところの下から4行は削除してよいのではないかと思います。それと、「検討の方法について」は、基礎原案29ページに書いてあるとことを評価するという表現を入れてもよいのではないかと思います。以上です。

田中哲夫委員

他の委員の方はそれでよろしいですか。くどくど言わないということですね。「まとめに対して」の最後の4行ですね。それから、「検討の方法について」のところで、地域の活性化ということが基礎原案に盛り込まれているので、その部分を評価した文言を入れるということですね。

本多委員

済みません。「検討の方法について」のところは追加が入っていましたので、それでよいと思います。

田中哲夫委員

そうしましたら、余野川ダム、狭窄部に関しては、大まかな方向として、こういう書き方でいきたいと思います。細かな修正はまだあると思いますけれども、気づかれたら庶務を通じて連絡を下さい。

細川委員

「まとめに対して」の余野川ダムの記述は必要ないのではないかということですが、河川整備計画基礎原案の中で一番具体化していないのが利水の問題です。利水に関しては精査確認ということは出ているのですけれども、では、精査確認した後、どうするのかということに関しては、まだ十分に踏み込めていません。抑制を目標に置いた水需要管理を目指すという方向は出して下さっているので、その点は評価できると思います。

一庫ダムも含めて余野川ダムの問題では、利水が重要ですし、一番実体がわかっていないのが農業用水です。農業用水についてまだ今後精査確認をしなくてはならず、農業用水の精査をした上で、どうするのかというようなことはあると思います。余野川ダムの利水の問題、さらにこれからより精査確認して欲しいということは抜かないで欲しいと思います。

田中哲夫委員

抜くと言ったのは「まとめに対して」の下からの4行です。「精査が緊急に必要である」の「緊急」をもっと強調しますか。精査がないと何も始まらないという話ですよ。

時間が迫っておりますので、次にいきたいと思います。「3 猪名川全体に関する事業について」の「個別施策について」の「横断方向の河川形状の修復」、それから「縦断方向の河川形状の修復」は、今日の前半で審議しました具体的な整備内容シートに関するエッセンスを拾い上げたものです。どのような状態に河川環境を修復するのかということ、目標像を設定する時から住民の参加を得て、そして河川環境が再生された時に、河川を利用するところまで考えるべきだという書き方です。これは問題ないと思いますけれども、もっとつけ加えたいということがあれば個別に頂きたいと思います。

「水質」に関しては、琵琶湖・淀川流域水質管理協議会の設立を検討して高く評価するということになっています。ともかく他省庁との連携ということで、権限を超えることを、基礎原案には書き込まれているわけですが、早く実現、実効性のあるものにして実現して頂きたいということは、全てにおいて感じます。これだけたくさん基礎原案の中に、これもあれもやりますと書き込んで本当にできるのかという懸念がありますけれども、もう1回見直して積極的に進めて頂きたいという書き方で書き込んでいきたいと思います。

個別施策の横断方向、縦断方向、水質に関して、細かなところで追加がありましたら連絡を下さい。

「外来種対策」はどうでしょうか。

米山部会長

「外来種対策」で服部委員がニセアカシアについて言及されていますから、この中に入れておいたらよいのではないのでしょうか。

田中哲夫委員

了解しました。現状の認識のところ入れましょう。服部委員よろしいですか。ニセアカシアというのはどこで繁茂しているのですか。

服部委員

ニセアカシアは一部で繁殖しているだけなので、下河原地区の整備のところでも述べたのです。とりまとめ案で述べていますオオボタクサ等の植物は、猪名川全域に広がっていますので、少し性格が違うと思います。

田中哲夫委員

では、このままでよろしいですね。

服部委員

はい。

田中哲夫委員

はい、わかりました。「外来種対策」のところは河川敷の植物と、湛水域ができたことによるオオクチバス、ブルーギルの侵入ですね。湛水域というのはたまっている水のことで、対策を立てて欲しいと書いてありますけれども、極めて難しい問題です。物理的、或いは構造の問題ではなくて生物的な汚染というのは非常に難しいのです。最も深刻なのは琵琶湖だと思えますけれども、琵琶湖等で検討された有効な方法があれば導入して頂きたいと思えます。むしろ河川管理者よりも生態学者が回答をつくり出すべき問題だと思えますけれども、環境を河川整備の目標に置かれたということで、あえて「外来種対策」を入れてあるわけです。

細川委員

「外来種対策」ですけれども、最近多摩川でアユが復活したということが、都市河川の再生のモデルケースとして報道されていました。猪名川はこの上をいきたいと思えます。その点で外来種対策にとどまらず、またアユ1種の問題ではなくて、メダカ等ブラックバスやブルーギルのえさになってしまうような小さな魚も含めて在来種が生息できる環境をつくっていくことができないかなと思えます。外来種対策というのはあくまで守りの姿勢ですけれども、さらに在来種を復活、再生させていくという、攻撃の姿勢で猪名川はがんばっていけないかなと思えます。

田中哲夫委員

わかりました。在来種の再生の部分は、環境の横断方向の河川形状の修復、縦断方向の河川形状の修復、自然環境の再生ということがあるのですが、連続性を回復して何をするとする目的のところ、アユ、或いは水生生物の項目を追加したいと思います。それでよろしいですか。

次に治水のところですが、猪名川では土地利用の規制誘導について、関係自治体と連携して速やかに検討・実施に移して頂きたいということです。これも基礎原案には書き込まれているところですが、先ほどから言いますように、早く実現して欲しいという書き方です。権限を超えることですので、難しいことだとは思いますが。これ以上には書けないと思います。個々の住民の節水や、施設の貯留能力というものも、ちりも積もれば山となるで効いてくるだろうということで、その辺にもきめ細かに配慮して、リーダーシップをとって実現して頂きたいということです。

実現を急いで頂きたいというのは、全部に共通して入れたいと思います。利水に関しては、先ほどのところと連動していますけれども、利水者の水需要の精査確認を早くして欲しいと思います。河川敷利用に関しては、猪名川が特に都市公園、或いは運動公園としての利用率が高いので、それを解消して、できる限り河川環境を還元して、河川環境でなければできない利用形態、自然体験、或いは環境教育、学習の場として利用できるように、そういう転換を促進して頂きたいということです。

7時までということなので、ここで委員の皆さまからの意見を中断したいと思います。

米山部会長

まだ議論はあると思いますが、一般の方のご意見をここで承るようにしたいと思います。今日が猪名川部会としては、この段階では最後ですので、ご意見があればご発言を頂きたいと思います。

傍聴者（新保）

大阪自然環境保全協会の新保と申します。

提言の趣旨に従い、銀橋の狭窄部を当面の間開削しないという方針は堅持して頂きたいということ、猪名川部会の方がおっしゃるわけですね。これは、考えて欲しいと思います。

もし、今、この部分を開削いたしましようという提言をされたとしたら、余野川ダムは要らなくなります。下流の部分の話なのですが、猪名川の堤防は定規断面はできてはいるけれども、中身が脆弱だということを言われました。

そんな脆弱なものを事業責任者がつくりましたと言ってよいのでしょうか。私もこの間から、淀川河川事務所の方にお電話いたしましてお聞きしております。本当に形だけの堤防を40年も50年もつけて放っておいたのですかと、我々としては言いたいです。下流部、下流部と言われますけれども、砂で形だけこしらえたような堤防を何十年も置いておいて、今さらそれができてないから、上にダムがなかったら危ないと言われるようなことを何故されているのか、それが1つです。

もう1つ、狭窄部につきまして田中委員は整合性の点を言われました。しかし、私は上野の遊水地の上にあります岩倉峡、それから亀岡の遊水地の上にあります保津峡、自転車で調査に回りました。猪名川の銀橋の狭窄部と全然違います。何故整合性をとらないとい

けないと今本委員が言われるのかわかりません。ここは猪名川部会なので、違うものは違うとして、銀橋の狭窄部を開削すれば、下流の堤防を強化すれば余野川ダムは要らないという踏み込んだ意見を出してもよいと、私は思います。以上です。

田中哲夫委員

下流部の堤防が砂でできて脆弱なのを放置してというのは、私が答えるべきではないことなので、河川管理者の弁護をするわけではないですけれども、猪名川部会としては答えられないです。

ただ、狭窄部を開削についての猪名川部会の意見ということに関しては、答えなくてはいいないと思います。開削に関しては、猪名川部会の委員の中でも意見が分かれています。私自身の考えは、狭窄部は未来永劫開削すべきではないです。目標としての降雨レベルを越すような降雨があるかも知れないですね。降雨レベルを越すような降雨が来た時には、開削していたら下流の被害は甚大なものになります。河川整備として、下流域の被害をもたらすような、被害を広げるような施策はすべきでないと、これは私の意見です。違う意見の方もいらっしゃると思いますが、私は全ての狭窄部は開削すべきでないと考えています。土地利用を改変すべきであるというのが50年後のビジョンだと思います。

細川委員

私は下流にいるから開削して欲しくないというだけではなくて、開削というのが大きな河川形状の改変ということになるわけでしょうけれども、同様に余野川ダムに関しても、できるだけつからない方向で考えて欲しいと思っております。

ダムをつくるかつからないかという問題に関して、これから先一番大切なのは、実施に踏み切る前に、住民参加でできるだけたくさんの意見を聞いて、慎重に検討していく姿勢だと思っています。ですから、河川管理者が、既に進めているダムに関してまで、検討に戻してもう一度検討するという姿勢を示されたことに対しては評価しておりますし、これから先検討ということに関して、河川管理者が英断を下して下さると信じています。余野川ダムに関してもつくて欲しいと切に願っていらっしゃる方ももちろんおられるわけですし、いろいろな立場の様々な意見が集まって、いろいろな立場の人がいるということをお互いに認識した上で、社会的合意というような形にまではなかなか結びつかないと思いますけれども、いろいろな意見があるのだということ踏まえてもう一度余野川ダムをつくるべきかどうかということが検討されるべきだと思います。そのことは狭窄部を開削するかどうかとは別問題だと思っています。

ですから、たくさんの意見を聞いてきちんと検討される、できる限りそのことに対して慎重に検討を続けて下さるということを、願っております。その結果がまだ先になることに関しては、必ずよい結果が出せると信じています。

田中哲夫委員

先ほど私は失言いたしました。今本委員の全部を統一するという発言については取り消します。猪名川として、狭窄部は開削すべきでないというのが私の意見です。畚野委員は開削すべきということですが、猪名川部会のとりまとめの表現にも関わりますので、会場からの火つけ役をもとに、委員の皆さまが本当にどう思っているのかということ聞き出して、私はそれを総合して書き込みたいと思いますので、よろしく願います。

畚野委員

意見が分かれていることは事実ですし、それが統合できるかどうかというのは疑問を持つわけなのですけれども、先ほども言いましたように、景観を重んじるといったことから開削しないという議論も出ています。しかし、歴史的に見て、昔の人も目的は違うけれども開削ということに非常に努力したという事実があります。ですから開削は絶対しないということについては、私は大きな疑問を持っているという注釈を入れておきます。

米山部会長

もうお1人くらい、一般の方からご発言をお願いします。時間が迫っていますので、よろしくをお願いします。

傍聴者(増田)

できるだけ手短かにいきたいと思います。箕面の市会議員の増田京子と申します。

たくさんいらっしゃる中で、いつも発言するのが同じ者で、恐縮しています。

ここまで本当にご努力されて、皆さまの努力には敬服しているのですけれども、今日は人数が少ないのは何故だろうかという思いもしております。

まず、今の狭窄部の話ですけれども、いろいろ意見が分かれているということで、今後の検討をして頂きたいと思います。田中委員がおっしゃいましたように、下流部に多大な被害が起きるとい話ですけれども、どれくらいの流量に対して、どれくらい開削をすればよいかという、せめぎ合いがあってよいのではないかと思います。堤防の話もありましたが、景観を損なうくらいの全面的な開削でなくても、私は十分いけるのではないかと思います。その辺は開削の仕方があると思いますので、治水の専門家の方とお話をされて、全面的に開削しない、全面的に広く開削するのだという話ではないと思います。そういう検討はこれからしていったらいいと思います。

私は3ページの余野川ダムのとまめに関して、先ほど、本多委員が4行削ると言われたところが納得いかないのです。今、細川委員がおっしゃいましたけれども、ダムが必要かどうかという議論ではなくて、河川改修をしていく中で、ダムが必要として出てくるかどうかということの議論の方が大事だと思っておりますので、できたら私はこの中に、ダムなしということも本当は入れて頂きたい思いをしております。

「一庫ダムの利水容量の」と始まる「とまめに対して」で、「府営水道等からの水を導入する案も検討されており、評価できる」と書いてあります。確かに評価できますけれども、ご存じのように阪神水道も撤退をすると、きっちり話を持っていかれているのですから、余野川ダムに関して、利水はなくなったのだと思います。その下にすぐ「余野川ダム建設は、確かに治水・利水に効果がある」、ここの言葉が、上である程度、利水という面に関して、見直し精査をしていきなさい、実際に放棄が始まっているということを書かれているのに、まだ「利水に効果がある」と書いてあるのが、私にとって疑問なのです。書かれるのだったら、余野川ダム建設は、「確かに治水・利水に効果がある」ということは一番上に持っていかれたらどうかと思います。一庫ダムの利水容量云々と書かれて、その下に、「流域の総合的な水需要管理の精査が緊急に必要である」。その下に、また「基礎原案に『ダム建設は、水没を伴い、河川環境を大きく改変する』」と書かれてある下に、やはりその4行を入れて頂きたいと思っています。

何故かと言いますと、この4行は環境だけではなくて、治水面に触れているので、この4行は入れていきたいと思います。「新河川法の精神を遵守」という言葉が下にもあるということですが、やはり何回でも言って頂きたいと私は思っています。

何故かと言いますと、下の「検討方法について」では、「住民意見の聴取を進め」と書かれています。この件に関して、河川管理者の方はご存じだと思いますけれども、私たちは円卓会議をして頂きたいという要請をしました。以前、河川管理者の方から、私たち保全協会と、それから関西のダムと水道を考える会に対して説明をしたいということで、箕面で会場を持って、説明会を開いて頂きました。しかし、まだまだ議論が、私たちにとっては不十分だと思いましたので、再度、円卓会議を要請しました。しかし、円卓会議に関してはできないという通知を頂きました。おかしなことに、淀川水系流域委員会、流域の住民の皆さま、関係自治体の意見を聴きつつ行っていきたいので、今回のご提案の円卓会議には参加を見合わせて頂きますと、文章になってないような、意見を聴くと言っておきながら、今回の円卓会議はいけないということで、結局はして頂けないのですね。

日程の問題でしたら、そう言って頂ければよいのです。私たちサイドの申し入れに対しては、できないという回答しかないのです。日にちをもう一回、変えて下さいとか、場所を変えて下さいとか、そういうことでしたら、説明会の第2弾ということをして頂けるのかなと思いますけれども、結局駄目だという答えが返ってきた中で、どうやって意見を聴取するのか、一方的に河川管理者なりが設定した場所に私たちに来いということなのかと思います。ですから、本当に意見を聴いて頂く場をつくられるかどうか、疑問な中で、ダムのことや狭窄部のことに関しては、私たち住民の声も入れられるような意見書をつくって頂きたいと思っております。長くなって済みません。

本多委員

ご意見をありがとうございます。

先ほど増田さんの方からおっしゃいました、下の4行というのは、ダムが客観的に有効かどうかということの部分の表現です。その件に関しては、先ほど私が発言しましたように、村井調査官の方からも、前回の委員会の中で、その部分は整備内容シートの中にも、もう一度代替案を検討するというのも各ダムに入ってきました。ここで言っている趣旨は、客観的に有効であると認められるという部分についてであり、河川管理者はそれなりの回答を前回の委員会でされたので、改めて言う必要はないだろうという意味です。増田さんのおっしゃることはよくわかりますが、ここで言っているのはそういうことではないと思います。

それから、参考資料3-1にもありますように、従来型の意見交換会というのはまた開催されます。私たち住民参加部会で提案いたしました、住民対話集会というのも12月7日に行われるということで、ファシリテーターの方も入れて、私たちが提唱したやり方でやって頂けるようになってきたと思っています。

これは1回で済むということではないと思いますので、私たちも何度も開催して下さいということは、意見の中でも言っておりますし、12月7日以降、どのように展開していくのかはまだわかりませんが、いよいよ猪名川でも対話集会が始められるのかなと思っています。これは、資料が出ておりますけれども、まだ河川管理者からは詳しい説明を聞いておりませんので、できればこの対話集会について、宣伝の意味も込めてご意見を伺いたいと思っておりますが、どうでしょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所副所長 細川）

参考資料3-1、まずは意見交換会を載せています。先ほど庶務の方から話のありました、「一言言わせろ」第2弾ということで、チラシを流域全部に配っております。これは、基礎原案を説明させて頂きまして、住民の方々と意見交換をやりたいということでご案内しております。ホームページ等についても、今、受付をやっておりまして、順次申し込み等も来ております。

この中にも書いていますが、裏の方に、意見交換会の参加申込書と、委員会にも、資料等を提供させて頂いています。当日の意見交換会が有意義にできるようにということも考えて、資料も併せて事前に申し込んで頂きますと、早めに申し込みの方に資料もお配りさせて頂くようにさせて頂いております。

もう1点、資料3-1に書いています、住民対話集会なのですが、取り敢えず12月7日、河川敷の保全と防災天端や河川敷の利用についてということで、関西学院大学の片寄先生にファシリテーターをお願いしまして、こういったものをやっていこうということは今考えております。

ご案内は10月18日、住民意見交換会の18日の時にチラシを配布、新聞折り込み等もしまして、中身につきましては今、先生と詰めている最中です。まだ、チラシの案はできておりませんので、18日の時には皆さまに意見交換会の会場や新聞の折り込み等でまたご紹介等をしていきたいと考えております。以上です。

本多委員

私はこれが恐らく全てではないと思っておりますし、もちろんダムの問題、狭窄部の問題もあろうかと思っておりますので、その辺はやられるのですよね。そうっておられますので、その機会を活用して頂けたらと思っております。これは従来の取り組みとは随分変わってきていると思っております。まだやり始めたところですから、満足のいくものになるかどうかはわかりませんが、常に住民参加部会の中で議論をしているのは、初めての経験ですから取り敢えずやってみようというものです。あなた方の提言でやったけども、うまいこといかなかったというので、もう一度、戻して頂ければ、我々もまた検討しながら、よりよい住民意見の反映方法を探っていきたいと思っております。これが河川法の改正の趣旨の1つでもあります。流域委員会ができた主な理由は住民意見の反映ということを考えることでもあったわけです。必ずこれでよいとは私も思いません。しかし、その内容については、今後もよりよいものになるように変えていきたいという趣旨で、住民参加部会でも議論されていますので、最初ですから十分ではないかも知れませんが、まず一步踏み出したということを私は評価したいと思っております。以上です。

傍聴者（増田）

今の件について一言だけ言わせて下さい。

意見が言える場をつくって頂いたことは、私ももちろん評価をしております。それは皆さまのご努力だと思っているのですけれども、川西で10月18日とあるのですが、その時にまた一から始まると思っております。私たちは前回説明会を開きたいということで来て頂きました。その次、深めた議論をしたいので、再度やって下さいというお願いをしたのが断られているのです。

ですから、もし住民参加部会で検討していくということでしたら、1回で表面的な説明をして、意見交換で、あとはホームページで返します等ではなくて、ある程度、議論できるところまでやりましょうと、それが本当の意見交換ではないかと思えます。一通りの意見は、私たちもここへ来ていますので、よくわかっています。そこから、治水や利水に環境、また、その地域をよく知っている人たちとの議論を深めていきたいのです。特に1年、2年、精査するというのであれば、そういう場もつくっていかねばいけないのではないかと考えておりますので、その辺を考えて頂きたいし、できましたら私たちが来て頂きたいという時にも、一緒に議論する場をつくって頂きたいと要望しておきます。

米山部会長

がんばって下さい。今日はこれで一般傍聴からのご意見を伺うことはやめまして、委員の方で、最後リーダーがまとめて下さい。

田中哲夫委員

今の増田さんからの意見は、極めて的確な部分もありました。確かに評価するという、どちらかといったら枝葉の1つが、文の最初に出てきたらまずいと考えます。その他は約束しません。影響を与えましたということだけ、お答えいたしておきます。

ダムの問題、狭窄部の問題をどう書くかということについて、もう一度皆さまに意見を出して頂きたいと思えます。もし、これだけは言っておきたいということがありましたら、今、ここで出して頂いても結構ですし、文章でこうしたらどうかという、具体的な案を知らせて頂いても結構です。今日の結果を踏まえて書き直しますので、メールか、或いは文書で、29日に第4章の猪名川部会部分として出すまでに、改定した部分を皆さまに見て頂く機会をつくりたいと思えます。それでよろしいでしょうか。今日出したとりまとめ案は29日の委員会に出ていくまで、まだ案ですので、大きく抜け落ちているところ、或いは表現がよくないというところは、教えて下さい。私自身ももう1回考えます。書き直す部分もあります。

今日の前半で検討しました整備内容シートに関しましても、ワーキングが行われます10月15日までに庶務を通じて、私と作業部会の松本委員に伝わるように意見を出して欲しいと思えます。或いは、猪名川部会の委員全体に伝わるようにして欲しいのです。

庶務(三菱総合研究所 柴崎)

出された意見を皆さまに、こういうご意見が寄せられたということをお知らせすればよいですか。

米山部会長

はい。出された意見に反論する形で、具体化する意見もあると思えます。

本多委員

増田さんのご意見に一言だけ答えておきます。資料2-1-2の最後から2ページを見て頂きたいのですが、委員としてはテーマに基づいて、また1つの地域においても対話集会を複数回、実施して下さいと書いています。きちんと実施してくれるかどうかは河川管理者の問題です。流域委員会としては、そういうふうにして欲しいということで、私

も委員として意見も上げておりますし、住民意見を反映するということが流域委員会の取り組みの大きな柱でもありますから、河川レンジャーも含めて、意見聴取の方法ということもさらに具体的に検討していかないといけない問題です。その辺については、流域委員会として決して十分とは言いませんが、努力はしていますし、評価して頂けるようにやっていきたいという気持ちは持っております。そのように河川管理者にも言っているわけですから、その辺はご理解頂きたいと思います。

細川委員

整備内容シートについての調整はできたのですけれども、資料2-1-3については全く検討していません。「堤防補強全般」に対する意見とか、もう少し個別の意見ではないものに関しては意見の羅列のままで、まだまとめに入っていないのですけれども、こちらの方はどのようにまとめられることになっているのでしょうか。

庶務(三菱総合研究所 柴崎)

庶務の方から説明しますと、資料2-1-3は、今日の議論にあたっては、参考資料という意味合いで出しております。主には10月15日の作業部会で、全シートに対する意見をとりまとめることになっていきます。その際に、特に資料2-1-3の方を見て頂いて、議論して頂くことを想定しています。猪名川部会に関しては、全般にわたる意見というよりは、特に猪名川の部分をまとめて頂くことが主かと思いますが、資料2-1-1でそれはやって頂けたと思います。資料2-1-3はそういう位置付けです。

畚野委員

意見聴取については、住民参加部会のメンバーでもあります本多委員からご説明がありました。私個人の意見として申し上げておきますけれども、いろいろな方法について試行したいということはおっしゃったと思います。そのいろいろな方法の中で、現在河川管理者は努力されているということは評価しますが、現在の段階でやっておられることは、大体トップダウン的というか、そういう方向を向いていると思います。

それに対して、先ほど増田さんがおっしゃった、意見を持っている住民に関しては、深い議論が欲しいということも、私はもっともだと思えます。そういう下からの方向を積み上げていって意見が出てくるという形は、民主主義にとっては大事なことなので、それを無視して、いろいろな試行をやったということは、決して言えないと思いますので、言っておきます。

本多委員

議論がおもしろくなってきました。

確かに評価できるところと、まだ十分でないところというのはあろうかと私も思います。大切なことは、河川管理者はこの間の委員会の議論にしましても、出た議論は反映しているということです。私も以前討論会に出た時に意見を言って、文書に出しましたら、お役所的な文書が返ってきました。そういう意味では不信感があるのかも知れないです。しかし、流域委員会でもきちんと議論したことは、基礎原案の中にどんどん反映されていっているという事実も、一方ではあると思います。

流域委員会も、河川整備計画基礎原案に意見を言って、反映して頂くという意味では、

確実に、目に見えて言ったことが入っていると思います。例えば府営水道の問題も、野村さんが随分おっしゃっていたことだと思いますが、それも入っているわけです。ですから、そういう意味で、100%とは言えないかも知れませんが、住民意見を聴取しながらやっていこうという方向は出てきていると思います。その手法についてはまだまだ十分ではないかも知れませんが、検討しながらやっていこうということですから、できるだけ皆さまの協力を得て、いろいろな人に、説明会や対話集会等に参加して頂いてやって頂くということかなと思いますので、傍聴に来ておられる皆さまも、そういう機会に出席して頂くことが大切だと思います。100%かどうかは別として、私は努力をして下さっていると思っていますし、これからも努力してくれるだろうと思います。以上です。

米山部会長

最後に一言だけ、民主主義というのは、こういう場所でいろいろ議論して、それがだんだん行政にも反映していくというプロセスだと思います。ですから、対話集会のやり方が今のところトップダウンで、非常に不器用だというようなところがあるかも知れませんが、それは改善されていくと思います。そういう形で、行政を我々は逆にサポートしなければいけない部分も出てきていると思います。石原大臣が国土交通省の大臣になりましたし、淀川水系流域委員会なんて知らないと言われてもしょうがないところがあるわけです。そうしたら、河川管理者側のトップの首が飛んでしまうという危険があるわけです。

ですから、その面もやはり考えて頂かないと、私たちが攻撃、批判するばかりで、建設的なことは一言も言えないのでしたら、存在理由がないわけです。私たちが協力して、できるだけこういう方向でやりましょうということ、本当に行政の方が取り上げるようになって、河川管理者がやりましょうということになれば、万々歳だと思います。今度の最終案である基礎原案はよくできているわけですし、この意見書が本省でどのような反応を受けるかという辺りは、我々も気にしているのですが、ポジティブによくやっている人と、ある意味で冷やかに、お手並み拝見と見ている人と両方あると思います。ですから、こちら子供じみた行動をとらないでやらなければいけないと考えているわけです。少し脱線しましたけれども、そういうことですのでよろしくお願いします。

今日は1時間遅れてしまいましたけれども、これで第20回猪名川部会は閉会したいと思います。どうもありがとうございました。

庶務(三菱総合研究所 柴崎)

それでは、第20回猪名川部会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

とりまとめ案への委員の方からのご意見の提出については、田中委員と相談させて頂いて、皆さまにお知らせしたいと思います。できるだけ、今日何か思われている方は、早めに庶務まで出して頂いて、それを受けて、田中リーダーと部会長でまとめられて、また皆さまにお送りした後、29日を迎えるという進め方になると思います。詳細は相談させていただいて、皆さまにお知らせしたいと思います。どうもありがとうございました。

以上